本研修カリキュラム・モデル案に記載のある用語についての補足説明

| ASD | Acute Stress Disorder の略で「急性ストレス障害」のこと。 |
|-------------|---|
| DV | Domestic Violence (ドメスティック・バイオレンス) の略で、 |
| | 配偶者等からの暴力を示す。 |
| DV基本計画 | 地方公共団体によって制定される「配偶者暴力防止基本計画」 |
| | を指す。 |
| DV相談支援センター | 「配偶者暴力相談支援センター」 |
| DV法 | 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」 |
| DV基本方針 | 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に |
| | 関する基本的な方針」 |
| PTSD | Post-traumatic stress disorder の略で、「心的外傷後ストレス |
| | 障害」のこと。 |
| 基本法 | 「犯罪被害者等基本法」 |
| 基本計画 | 「犯罪被害者等基本計画」 |
| 国選被害者参加弁護士 | 被害者参加人の委託を受けて、被告人質問等を行う弁護士。平 |
| | 成 19 年 6 月に公布された「犯罪被害者等の権利利益の保護を |
| | 諮るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」によって導入 |
| | された「被害者参加人のための国選弁護制度」において裁判所 |
| | が選定した被害者参加弁護士を指す。 |
| 子どもの権利条約 | 「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」 |
| 児童買春・ポルノ禁止法 | 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等 |
| | に関する法律」 |
| 児童虐待 | 「子ども虐待」との表記も検討されたが、汎用性のある「児童 |
| | 虐待」の表現とした。 |
| 児童虐待防止法 | 「児童虐待の防止等に関する法律」 |
| 刑法における人身売買罪 | 平成 17 年、刑法の改正により、人を買い受けた者・売り渡し |
| | た者を3カ月以上5年以下、未成年を買い受けた者・売り渡し |
| | た者を3カ月以上7年以下、営利、わいせつ、結婚または生命 |
| | もしくは身体に対する加害の目的で人を買い受けた者・売り渡 |
| | した者を1年以上10年以下の懲役とすることが成立した。 |
| ストーカー規制法 | 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」 |
| 性感染症 | HIV、STD(Sexually Transmitted Disease:性行為感染症) |
| | を総称した意味で「性感染症」として統一して記載。 |
| 性暴力 | |
| 工茶刀 | 性犯罪、性暴力は「性暴力」として統一して記載。 |

| 損害賠償命令制度 | 刑事裁判において、犯罪被害者等から被告人に対する損害賠償 |
|---|--------------------------------|
| 기 에 에 에 에 에 에 의 이 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기 | 請求の申立てがあったとき、刑事事件について有罪の言い渡し |
| | をした後、当該賠償請求についての審理・決定をすることので |
| | |
| | きる制度。 |
| 男女雇用機会均等法 | 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に |
| | 関する法律」 |
| | (平成 20 年に改正された同法については「改正男女雇用機会 |
| | 均等法」と記載。) |
| 犯罪被害者支援法 | 「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に |
| | 関する法律」 |
| 犯罪被害者等支援条例 | 地方公共団体において制定される犯罪被害者等を支援する関 |
| | 連条例のこと |
| 犯罪被害者保護二法 | 「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」及び |
| | 「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置 |
| | に関する法律」 |
| 犯罪被害者保護法 | 「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置 |
| | に関する法律」 |
| 被害者 | 「犯罪被害者等基本法」における「犯罪被害者等」を「被害 |
| | 者」とした。すなわち、被害当事者、家族、遺族を含めた犯 |
| | 罪等の被害者を指しており、DV被害者、児童虐待、人身売 |
| | 買及びセクシャルハラスメント等刑法犯以外の被害者も含む。 |
| 被害者支援ネットワーク | 「NPO 法人全国被害者支援ネットワーク」 |
| 法テラス | 「日本司法支援センター」 |
| 母子寡婦給付等女性に対 | 母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金に関する制度の |
| する貸付制度 | こと。 |
| 民間支援団体 | 被害者支援ネットワークの加盟団体に加え、非加盟の犯罪被害 |
| | 者等全般を対象とする支援団体、児童虐待を専門に扱う支援団 |
| | 体、DVや性被害を専門に扱う民間の被害者支援団体等を総称 |
| | して「民間支援団体」と記載。 |
| | |